

令和6年10月分（12月支給）から児童手当制度が変わります

※必ず裏面の申請対象者・申請書類をご確認ください。

◎予定されている主な変更内容は下表のとおりです。

主な変更	改正（拡充）前 【令和6年9月分まで】	改正（拡充）後 【令和6年10月分から】
支給対象児童	15歳の年度末（中学校卒業程度）まで	18歳の年度末（高校卒業程度）まで
所得制限	あり	なし
手当月額	●3歳未満 一律：15,000円 ●3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ●中学生 一律：10,000円 ●所得制限限度額以上 一律：5,000円 (特例給付)	●3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ●3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支給月	3回（2月、6月、10月） （各前月までの4か月分を支払）	6回（偶数月） （各前月までの2か月分を支払）
第3子以降加算 カウント対象	18歳の年度末（高校卒業程度）まで	22歳の年度末（4年生大学卒業程度）まで

※〇歳の年度末とは〇歳到達後最初の3月31日のことを指します。

公務員の方へ

申請者（父母のうち所得の高い方）が公務員の場合は、勤務先（所属庁）が児童手当の手続き先です。今回の改正（拡充）に伴う手続きは、市ではなく勤務先（所属庁）で行ってください。なお、手続きの時期等は、それぞれの勤務先（所属庁）へお問い合わせください。

お問い合わせは

高島市役所 子育て政策課
電話：0740（25）8136

（裏面に続く）

◎申請対象者・申請書類

(1)～(5)のいずれかに該当する方については、書類の提出が必要です。

※申請書類につきましては、市HPに掲載しているほか、子育て政策課窓口にもございます。

現在、児童手当を受給している場合

(1) 今まで高島市で児童手当の対象となっていない高校生年代の児童がいる方

【申請書類】・児童手当額改定認定請求書
(児童が市外にいる場合は児童のマイナンバーカードの写しの添付が必要)

(2) 市外に高校生年代の児童がいる方

【申請書類】・児童手当額改定認定請求書
・別居監護申立書

(3) 大学生年代の児童がおり、その他に年下のきょうだいが2人以上いる方

【申請書類】・監護相当・生計費の負担についての確認書

※複数の項目に該当する場合は、それぞれ書類の提出が必要になります。

現在、児童手当を受給していない場合

(4) 所得上限超過により受給資格が消滅している方

(5) 一番下の子が高校生年代であることにより、手当を受給していない方

【申請書類】・児童手当認定請求書
・別居監護申立書 (別居している児童がいる場合)
・監護相当・生計費の負担についての確認書 (大学生年代の児童がいる場合)
【確認書類】・受給者の保険証の写し (必須)
・受給者の通帳またはキャッシュカードの写し (必須)
・配偶者および児童のマイナンバーカードの写し (配偶者および児童が市外にいる場合)

申請が不要な方について

高島市で児童の情報が把握できており、上記(1)～(5)に該当しない方については、申請が不要です。この場合は、市役所にて処理を行い、児童手当の金額が変動した方につきましては、後日通知書を送付いたします。

なお、児童手当の金額に変動がない方については、通知の送付はございません。

申請期限 令和6年9月30日(月)まで

提出先：郵送もしくは子育て政策課窓口でご提出ください

※なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日まで(必着)に申請があった場合は、令和6年10月分から遡って支給します。